

# 新たな管理型最終処分場 候補地選定委員会

第1回委員会

平成29年6月13日

# 目次

---

I-1	これまでの経緯や取組みについて	1
I-2	新たな管理型最終処分場整備に向けた今後の 進め方について	6
II-1	選定エリアについて(案)	13
II-2	公募の実施について(案)	19

I — 1

これまでの経緯や取組みについて

## (1)エコサイクルセンター開業までの主な経緯

- 平成 元年 9月 : 知事が、県議会で「公共関与の第三セクター方式で産業廃棄物処理施設をつくる」と答弁
- 平成 5年 8月 : 県が、建設予定地を日高村柱谷に決定
- 平成 6年 4月 : 財団法人エコサイクル高知を設立(H25より公益財団法人)
- 平成14年 9月 : 県が県議会上、日高村柱谷に隣接する蛇紋岩採石場跡地が適地と報告  
11月 : 財団理事会で建設予定地を日高村本村の蛇紋岩採石場跡地に最終決定
- 平成15年10月 : 県が県議会上、基本設計(最終処分場+焼却炉等)を報告  
日高村住民投票で設置の賛成者が多数 ➤ 日高村村長が受入れ表明
- 平成17年11月 : 財団理事会で、まずは管理型最終処分場を建設する計画に変更することを決定  
県が、地元説明会を開催、県議会上に計画変更を報告
- 平成18年 3月 : 財団理事会で建設資金の県・市町村の負担割合を決定
- 平成19年 9月 : 建設工事請負契約、10月着手
- 平成23年 9月 : 建設工事竣工
- 平成23年10月 : エコサイクルセンター開業

## (2) エコサイクルセンターの施設概要

- ア 平成23年10月に開業
- イ 建設工事:H19. 9~H23. 9
- ウ 総事業費:4, 370百万円
- エ 施設構成

### (ア) 管理型最終処分場

埋立面積: 12, 000m<sup>2</sup>

埋立容量: 111, 550m<sup>3</sup>

埋立期間: 20年間(H23~H43)

主な埋立廃棄物:

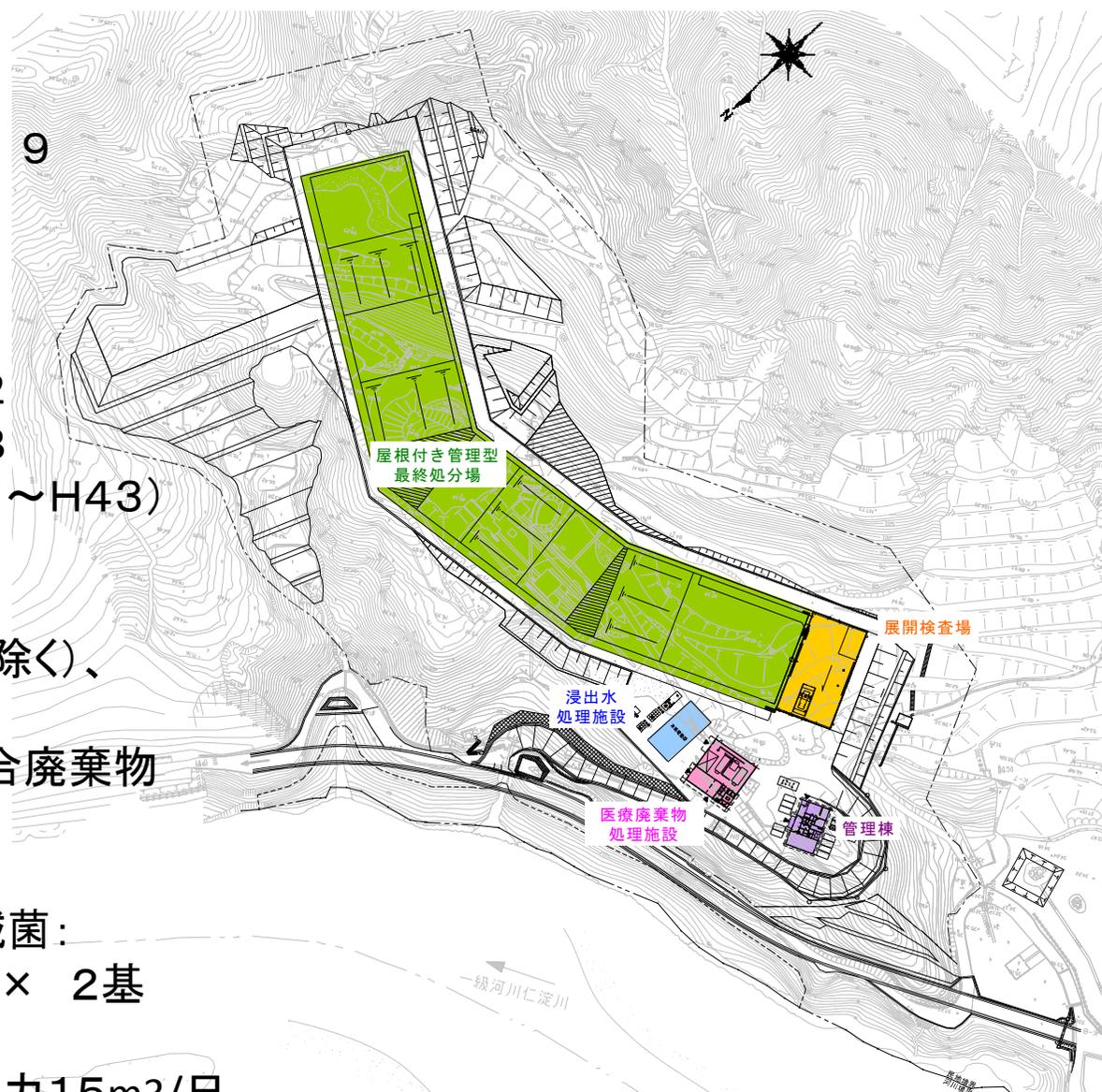
燃え殻、ばいじん、  
無機性汚泥(建設汚泥除く)、  
鉱さい、廃石綿等、  
廃石膏ボード、建設混合廃棄物

### (イ) 医療廃棄物処理施設

マイクロウェーブ破碎滅菌:

処理能力3. 28t/8hr × 2基

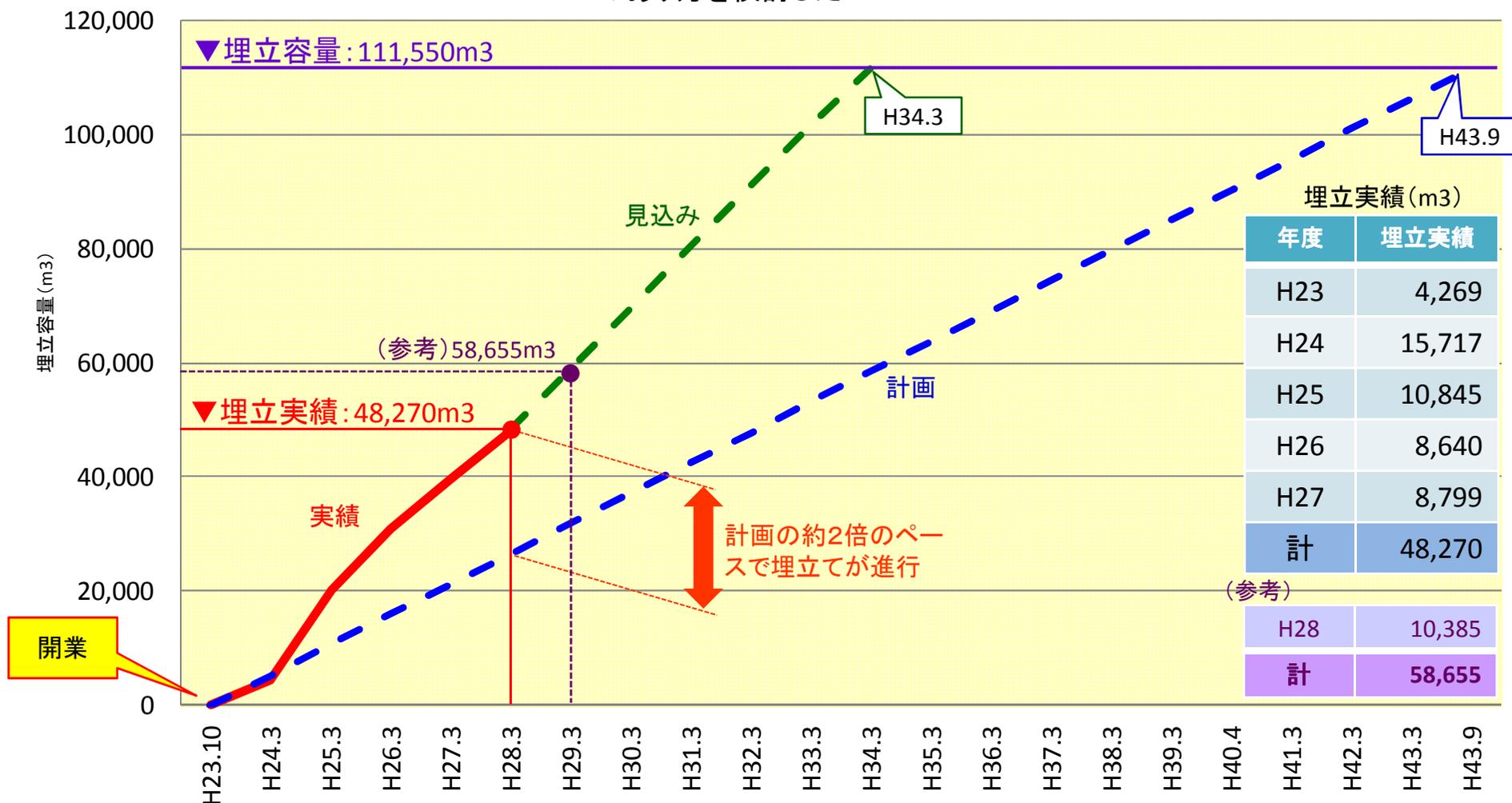
### (ウ) 浸出水処理施設: 処理能力15m<sup>3</sup>/日



### (3) 高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想

#### ア エコサイクルセンターの埋立実績と今後の埋立見込み

計画の約2倍のペースで埋立が進行 ⇒ このペースで進めば、**平成33年度末に埋立が終了**することが見込まれることから、平成28年度に本県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方を検討した



※資料2(基本構想・概要版)を参照(図2のグラフにH28年度実績を加筆)

## イ 基本構想の策定経緯

- ・平成28年6月：本県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する検討を開始

有識者7名による「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会」を設置

- ・平成28年6月から11月：検討委員会を5回開催
- ・平成28年12月：委員会から検討結果を取りまとめた報告書を県に提出
- ・平成29年1月から2月：意見公募(パブリックコメント)を実施
- ・平成29年3月：報告書を踏まえて基本構想を策定

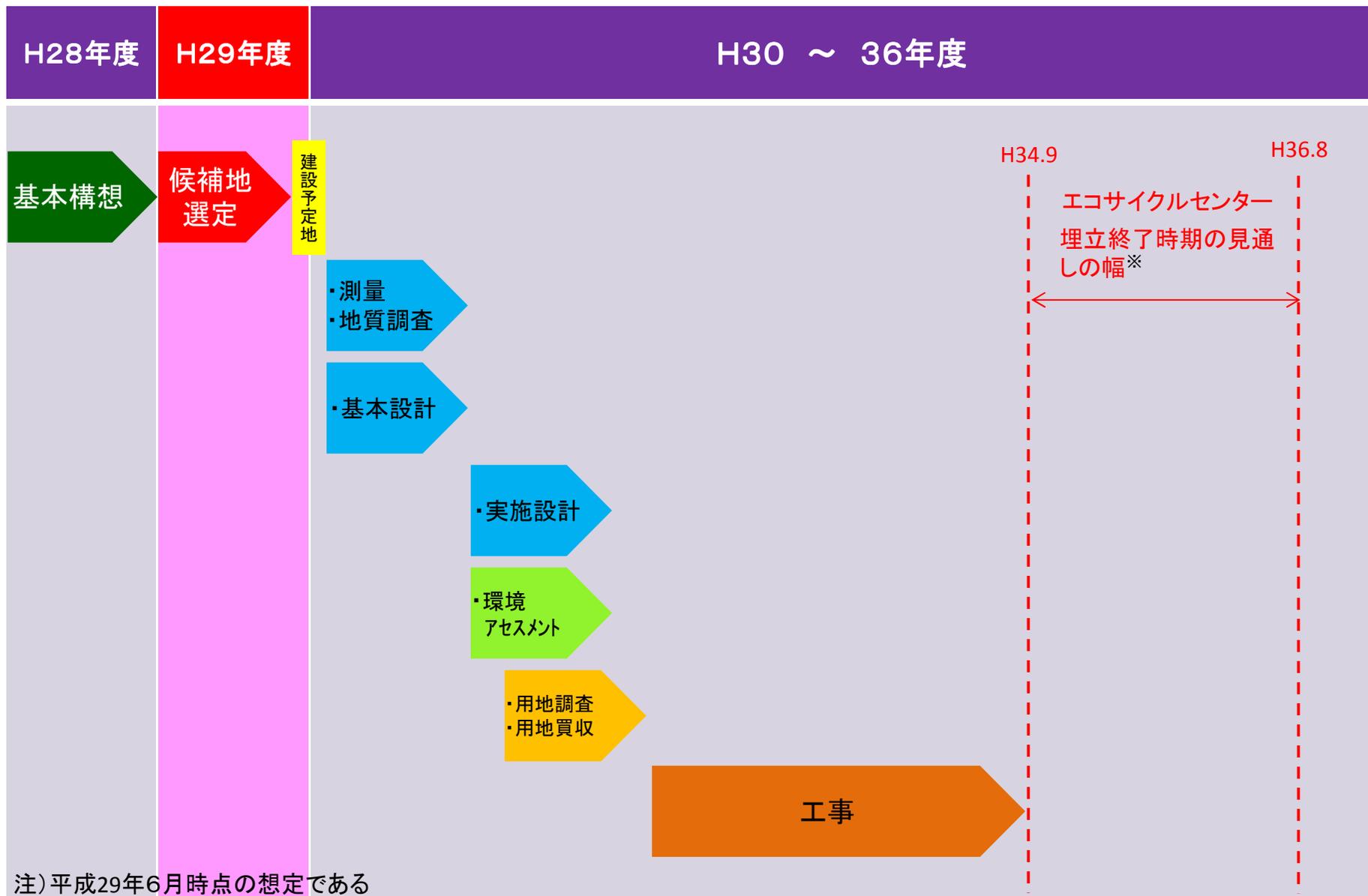
### 「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想」の概要

- ①県内に新たな施設を整備する必要がある
- ②新たな施設は、公共関与の手法により整備を進めていく
- ③新たな施設の埋立期間は、20年間とする
- ④新たな施設の埋立容量は、17万m<sup>3</sup>から23万m<sup>3</sup>までの範囲とする
- ⑤新たな施設は、被覆型処分場とし、処理水は、無放流とする
- ⑥候補地の選定は、コンサルタントを活用して有識者などを構成メンバーとする委員会により絞り込みを行う  
⇒ 最終決定は、地元合意を図ったうえで県が行う

I - 2

新たな管理型最終処分場整備に向けた  
今後の進め方について

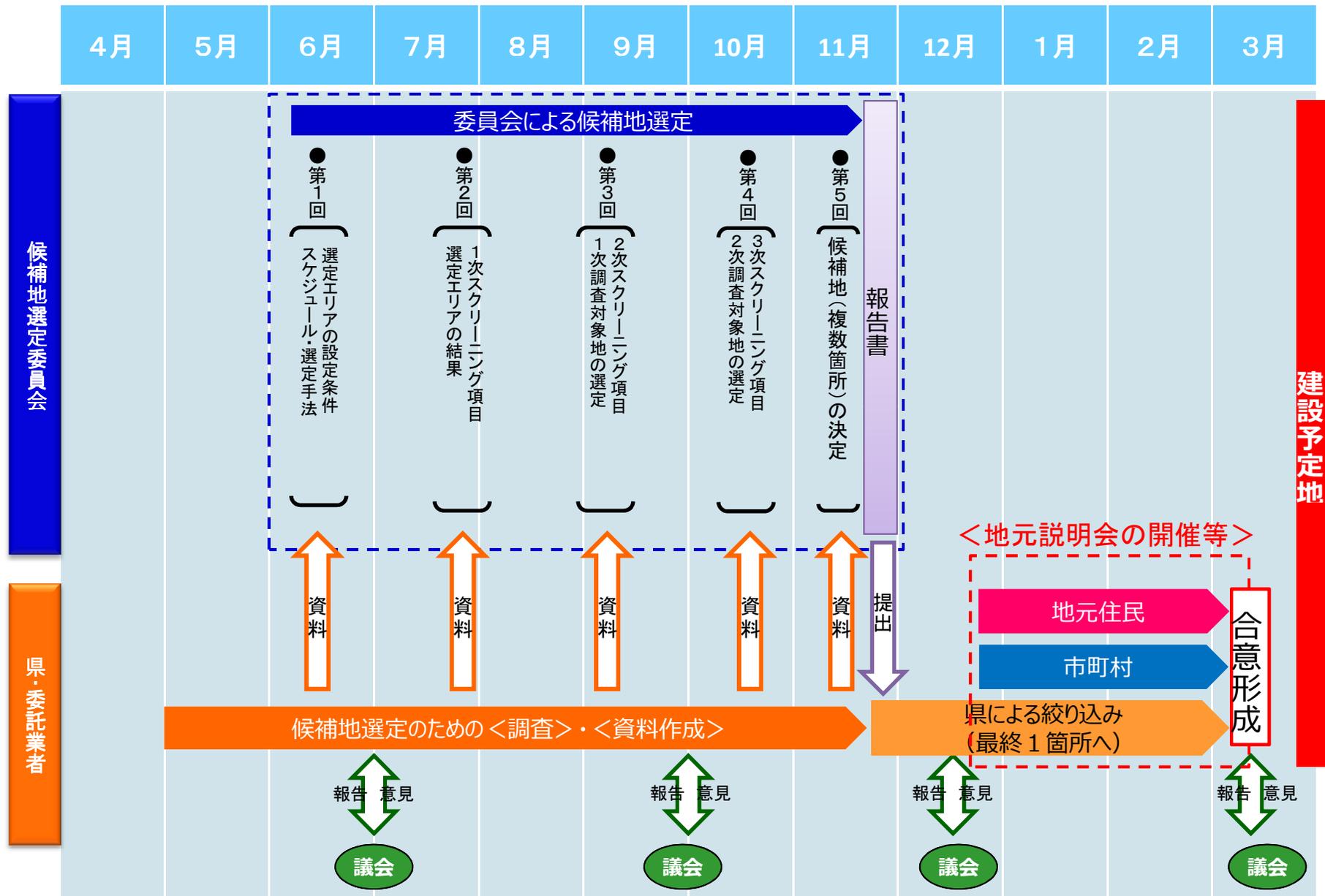
# (1) 新たな管理型最終処分場の整備に関する想定スケジュール



注) 平成29年6月時点の想定である

※資料2(基本構想・概要版)図4を参照

## (2) 候補地選定スケジュール



### (3) 候補地選定手法の概要

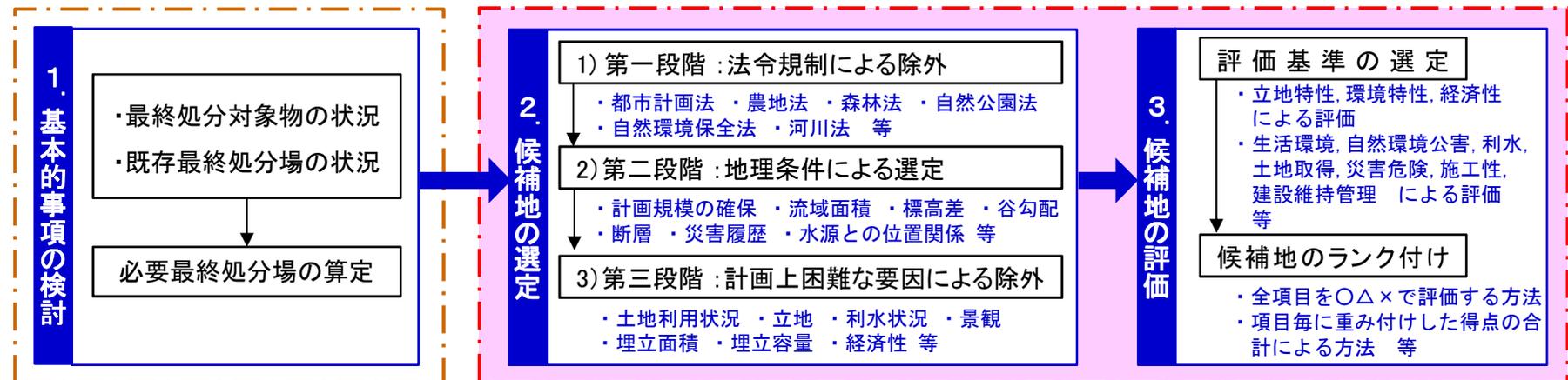
#### ア 候補地選定にあたっての基本的な考え方

- ①「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010改訂版<sup>※</sup>（公益社団法人全国都市清掃会議）」  
に示された手法による（※以下「計画・設計・管理要領」という）

（この計画・設計・管理要領は、全国の最終処分場施設整備事業に係る多くの関係者の手引書として活用されている）

#### 【基本構想(H28)】

#### 【候補地選定(H29)】



※計画・設計・管理要領は、資料3参照

- ②他県の公共関与による管理型最終処分場の候補地選定手法も参考とする

本県と同じく、委員会において選定を行っている県：3県

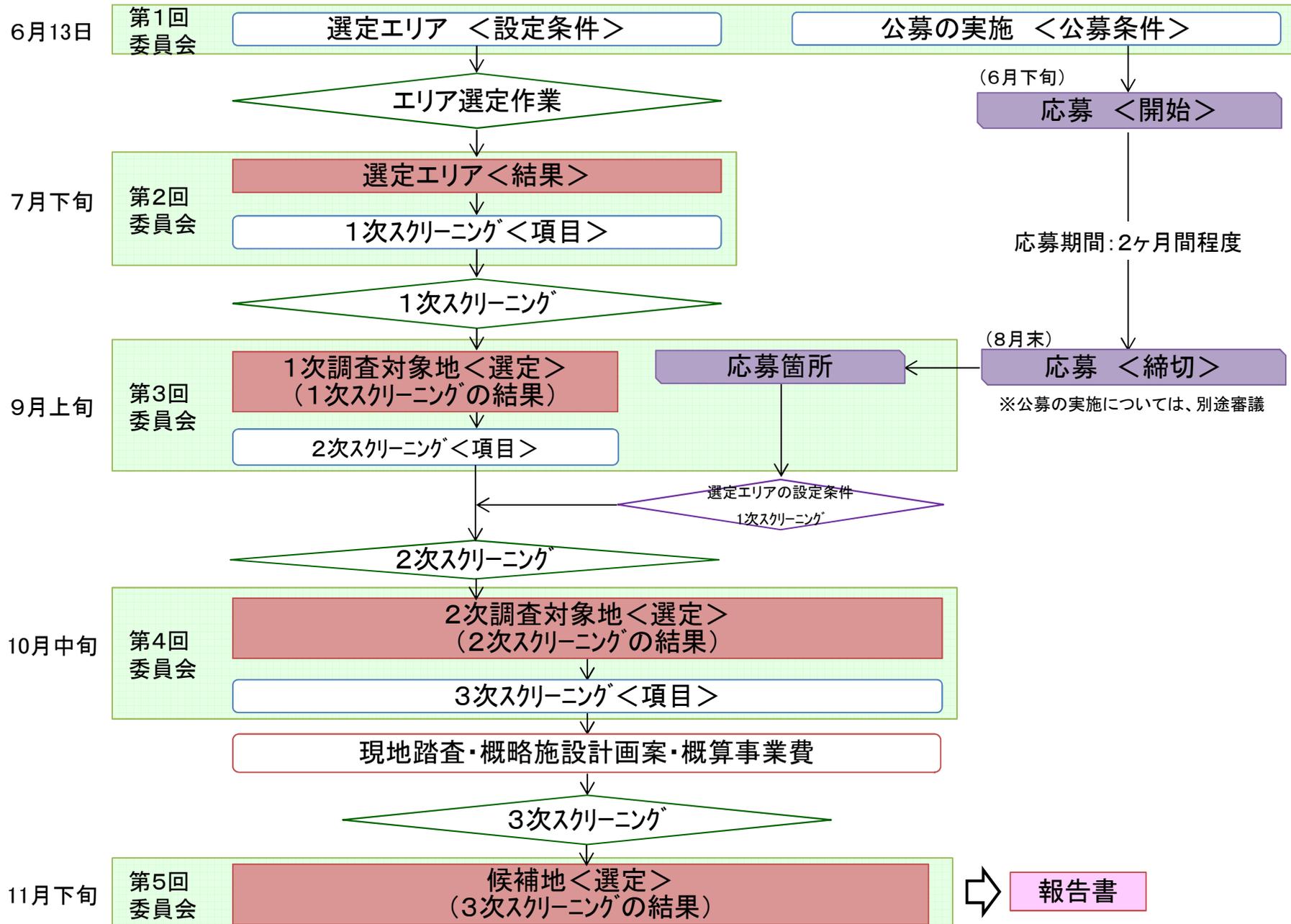
岩手県・・・平成25～26年度に選定、本県と同じく2施設目、現在は設計作業中

熊本県・・・平成15年度に選定、平成27年12月開業

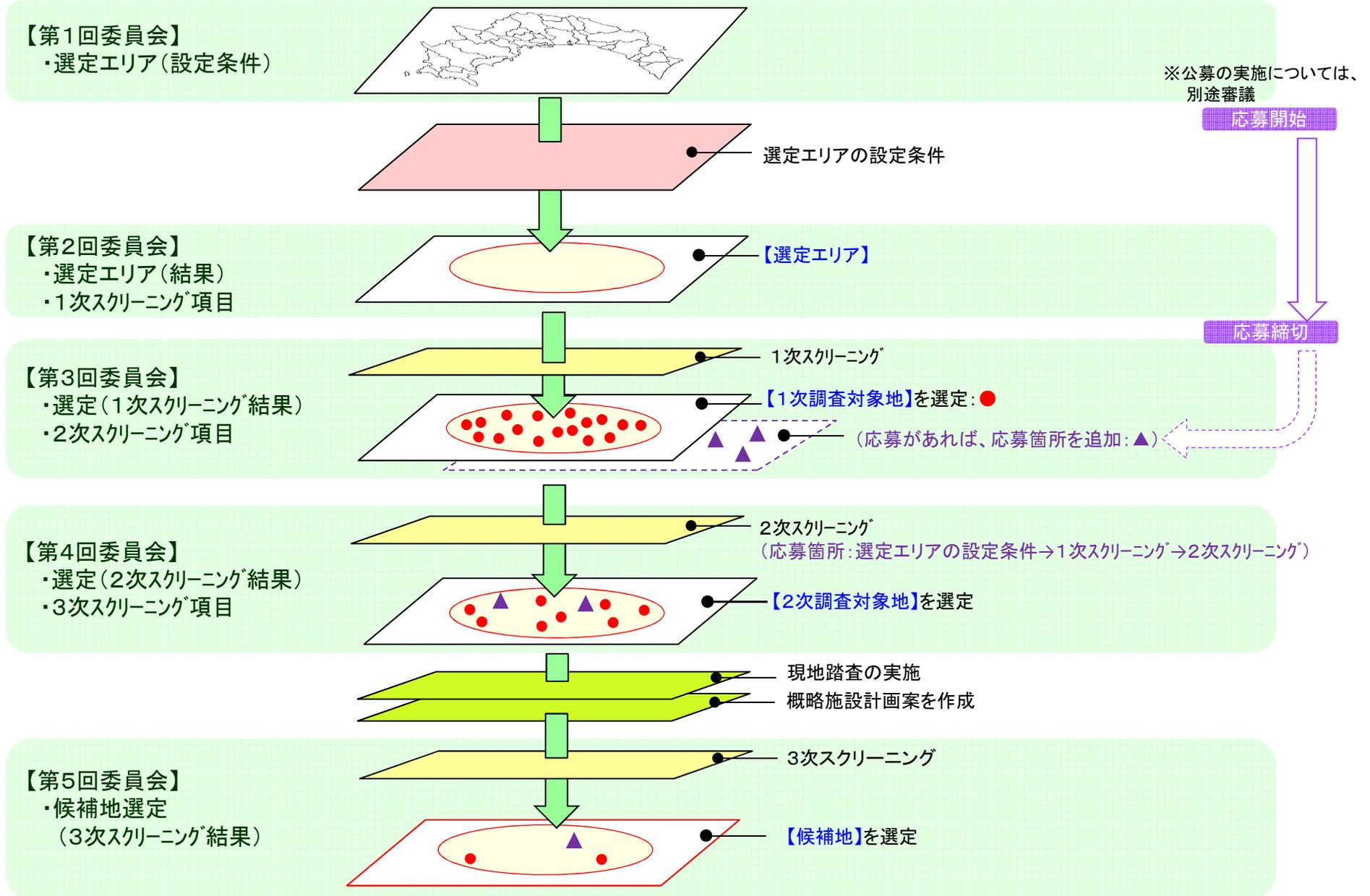
沖縄県・・・平成17～18年度に選定、現在は設計作業中

※詳細は、資料4参照(出典は、各県のホームページ)

# イ 候補地選定手法のフロー図



# ウ 候補地選定のイメージ



## エ 選定エリアの設定条件及びスクリーニング項目の例

### <選定エリアの設定条件(例)>

- ・建設が基本的に困難な法規制区域等による除外
  - 計画・設計・管理要領における法規制分類例のうち、国の許可を要するものや、開発行為が困難な規制
  - 津波浸水想定区域(L2)
  - 活断層から1kmの範囲 等

※詳細は、P.13以降

### <1次・2次スクリーニング項目(例)>

- ・施設規模(埋立容量、面積)
- ・地形的条件
- ・選定エリアの設定条件以外の法規制区域等による評価
  - 地域森林計画民有林、都市公園 等
- ・社会的条件の評価の例
  - 生活環境 : 集落の立地状況、学校・病院の立地状況、道路の整備状況 等
  - 利水 : 上水源の位置、農業用水の利用 等
  - 土地利用 : 開発の状況、植林地・耕作地の状況
- ・自然的条件の評価の例
  - 自然環境 : 希少動植物 等
  - 災害危険 : 地形分類、表層地質、地下水水位 等

### <3次スクリーニング項目(例)>

- ・現地踏査の例
  - 民家・公共施設等の立地状況、災害履歴、道路整備状況等を現地において確認
- ・概略施設計画案の評価の例
  - 建設の可能性を検証(平面図、標準断面図、施設配置図、用地取得の容易性等)
- ・概算事業費
  - 経済性の検証

## Ⅱ－1

### 選定エリアについて(案)

# (1) 除外区域

○選定エリアを検討するにあたって除外する区域を検討する

①計画・設計・管理要領における処分場の建設が基本的に困難な法規制区域等

自然公園法  
➢国立及び国定公園  
自然公園条例  
➢県立自然公園  
自然環境保全法(条例)  
➢自然環境保全地域  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
➢鳥獣保護区特別保護地区  
森林法  
➢国有林、保安林  
文化財保護法  
➢史跡・名勝・天然記念物、  
➢周知の埋蔵文化財包蔵地  
➢重要伝統的建造物群保存地区  
その他(条例)  
➢保存樹木及び保存樹林

②防災の観点による区域

地すべり防止区域  
砂防指定地  
急傾斜地崩壊危険区域  
土砂災害特別警戒区域  
土砂災害警戒区域  
河川区域(1級河川・2級河川)  
津波浸水想定区域(L2)  
活断層から1kmの範囲

③土地利用の観点の区域

用途地域  
市街化区域  
市街化調整区域  
農用地区域

## (2) 選定エリア

### ○選定エリアを検討する

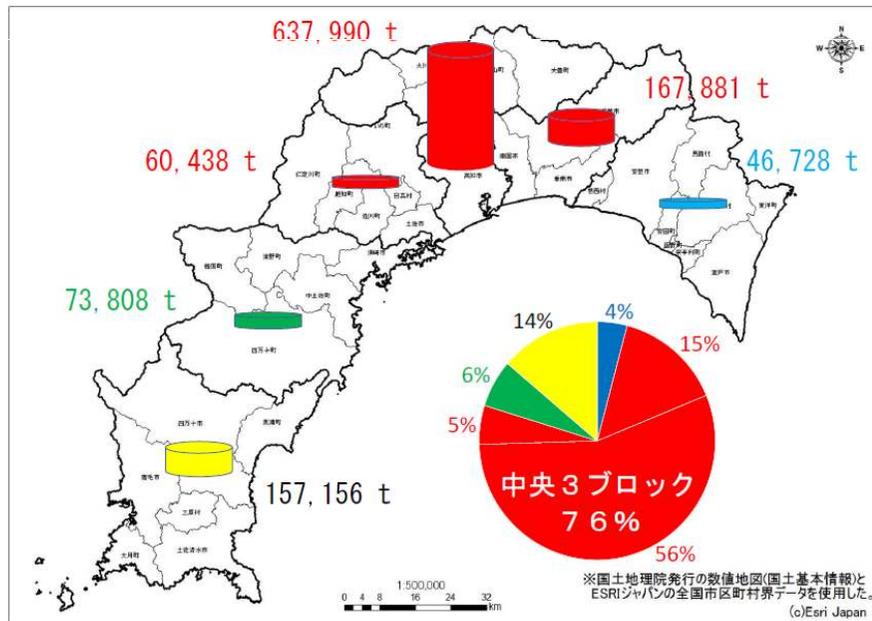
#### ◆県内の産業廃棄物排出量の状況

- ・県中央部<sup>※</sup>の産業廃棄物排出量(H26)は、県全体の約76%を占めている(図A)

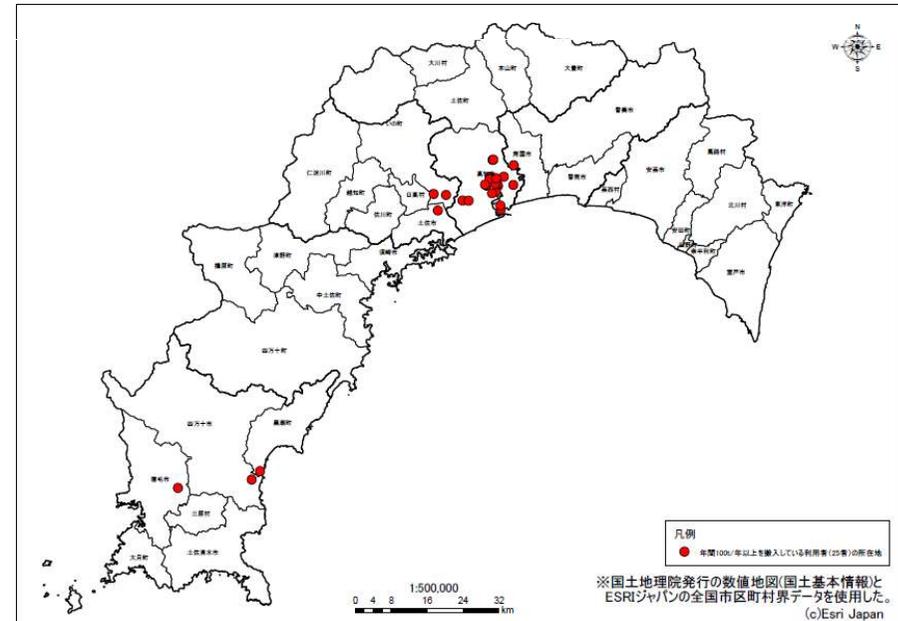
#### ◆エコサイクルセンター利用者の状況

- ・エコサイクルセンター利用者(214者)のうち、年間100t以上を搬入している者は、25者(H23~28)
- ・25者のうち22者は、県中央部に所在し、その22者のエコサイクルセンターでの受入量は、全受入量(H23~H28合計)の約84%を占めている(図B)

※県中央部:「高知県ごみ処理広域化計画」に示された広域化ブロックのうち、中央東部、中央中部、中央西部ブロックをいう



図A: ブロック別の産業廃棄物排出量(H26)



図B: 年間100t以上を搬入している利用者(25者)の所在地

◆廃棄物の処分場までの運搬時間

- ・廃棄物の運搬車両への積み込みから処分場への往復、処分場内での作業、後片付け等の一連作業は、作業効率を考慮すると1サイクル半日(4時間)以内が適当であり、以下の作業工程の時間配分とすると、片道運搬時間は1時間までとなる

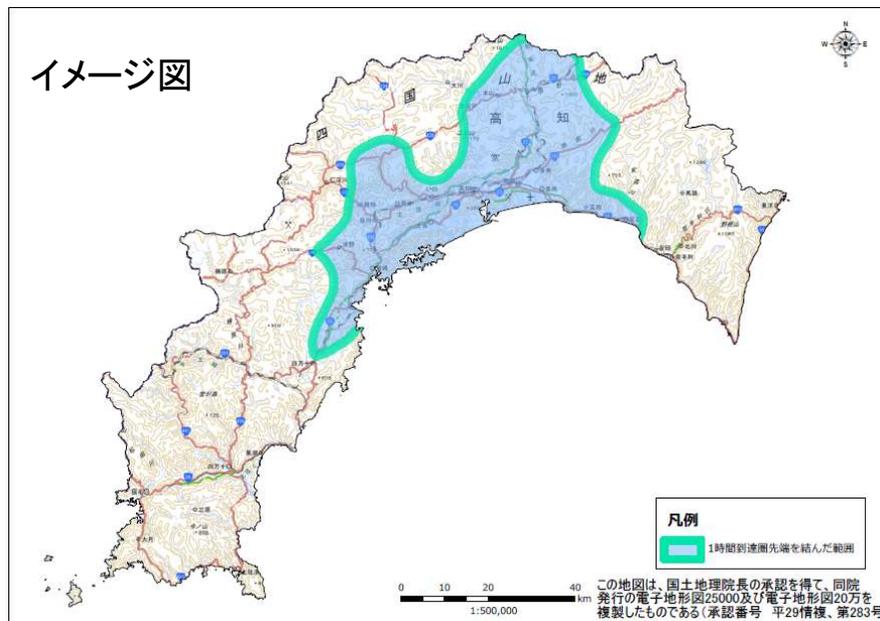
積み込み(30分)→往路→処分場作業(受付・計量・荷降ろし・洗車・計量)(60分)

→復路→後片付け等(30分)

◆エコサイクルセンターの箇所選定時(H元年)の選定エリア

- ・物部川と仁淀川に囲まれた県中央部とし、高知市から自動車で概ね1時間以内の地域

◆高知市中心部から、自動車で概ね1時間圏内の区域を設定(図C)



利用者の利便性や、県中央部における産業廃棄物の排出量を考慮して、高知市中心部から自動車により概ね1時間圏内の範囲から、法規制区域等を除外した区域を選定エリアとする

図C : 概ね1時間圏内のイメージ

### (3) 新施設に必要となる埋立容量及び敷地面積

◆埋立容量

・基本構想において、17万m<sup>3</sup>から23万m<sup>3</sup>までの範囲とされている

◆敷地面積

・全国の公共関与による被覆型の管理型最終処分場を参考に設定する

＜全国の公共関与による被覆型の管理型最終処分場＞ ※各県への間取りによる

都道府県	埋立容量 (m <sup>3</sup> )	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	平均埋立深さ (m)	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	面積比
A 県	600,000	48,000	12.5	126,000	2.6
B 県	422,349	31,121	13.6	118,679	3.8
C 県	844,241	40,704	20.7	256,000	6.3
D 県	90,000	15,300	5.9	37,884	2.5
高知県	111,550	12,000	9.3	70,966	5.9
平均			12.4		4.2

※平均埋立深さ＝埋立容量÷埋立面積、 面積比＝敷地面積÷埋立面積

→埋立深さ(高さ)によって埋立面積は異なるため、5県の施設の平均埋立深さ(12.4m)から算定する

→敷地面積は、埋立面積の約4倍とする

埋立容量	埋立深さ	埋立面積	敷地面積	
17万m <sup>3</sup>	12.4m	13,710m <sup>2</sup>	54,840m <sup>2</sup>	5.5ha
23万m <sup>3</sup>	12.4m	18,548m <sup>2</sup>	74,192m <sup>2</sup>	7.4ha

※敷地面積5.5haの場合、23万m<sup>3</sup>の埋立深さ:約16.7m

新施設の整備に必要な土地は、次の2つの条件を満たすものとする

- ・埋立容量:17万m<sup>3</sup>から23万m<sup>3</sup>
- ・敷地面積:5.5ha以上



## Ⅱ－2

### 公募の実施について(案)

# (1) 公募の実施

市町村や県民が候補地選定に参加することが可能となる「公募」の実施について検討する

## ア 公募実施によるメリット

- ・県民の廃棄物行政及び候補地選定への関心が高まることにつながる
- ・公正な手続きによって、候補地選定作業を進めていることに対して県民の理解を深めてもらうことができる
- ・公募要領(案)にエコサイクルセンターの実績(安全性等)を記載し、広く知らせることにより、県民の管理型最終処分場に対する不安感の解消を図ることができる

## イ 公募実施によるデメリット

- ・非公表とする予定の応募箇所の詳細な情報が、応募者や同意者から明らかになる可能性があり、そのことが原因となり、住民同士の争いに発展することが懸念される
- ・第三者による虚偽の応募、土地所有者や地元住民への圧力、働きかけが懸念される

- ・公募要領(案)に以下のことを明記することにより、上記デメリットが生じる可能性を少しでも小さくする
  - 応募箇所に対しては、委員会での選定と同様のスクリーニングを平等に実施したうえで候補地を選定する(箇所を絞り込む)こと
  - エコサイクルセンターの実績(安全な施設、環境等への影響のない施設であることを説明する)
  - 第三者の応募は認めないこと 等

## ○公募を実施する

- 公募の手法を組み込み、県民の廃棄物行政及び候補地選定に対する関心並びに公正な手続きによって候補地選定の作業を進めていることに対する理解を深めてもらう

## (2) 公募の要領について

### ア 応募資格者

(ア)	土地所有者	<p>・<u>土地所有者を応募資格者とする</u></p> <p>→他の土地所有者(<u>現所有者でも可</u>)から同意(<u>または同意の見込み</u>)を得ていることを公募条件とする →地元自治会長等及び市町村の同意を得ていることは、公募条件としない</p>
(イ)	地元自治会長等 <sup>※</sup>	<p>・<u>地元自治会長等を応募資格者とする</u></p> <p>→土地所有者(<u>現所有者でも可</u>)から同意(<u>または同意の見込み</u>)を得ていることを公募条件とする →市町村の同意を得ていることは、公募条件としない</p>
(ウ)	市町村	<p>・<u>市町村を応募資格者とする</u></p> <p>→土地所有者(<u>現所有者でも可</u>)から同意(<u>または同意の見込み</u>)を得ていることを公募条件とする →地元自治会長等の同意を得ていることは、公募条件としない</p>
(エ)	第三者	<p>・<u>第三者は、応募資格者としてしない</u></p>

※地元自治会長等：地元の自治会長、地区長、町内会長、部落長等の地元集落代表者

## イ 公募条件

(ア)	土地条件 (必要面積等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5.5ha以上確保できる土地であること</li> <li>・選定エリアの設定条件も公募条件とするが<u>判断できない場合の応募も認める</u></li> </ul>
(イ)	応募期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>6月下旬から8月末までとする</u></li> </ul>
(ウ)	応募の取り下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募の取り下げは、応募者による取り下げ申請によるものとする</li> <li>・<u>取り下げは、随時可能とする</u></li> </ul>
(エ)	その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団等の所有する土地の応募は認めない</li> <li>・公募開始後に暴力団等から所有権が移転された土地の応募も認めない</li> </ul>

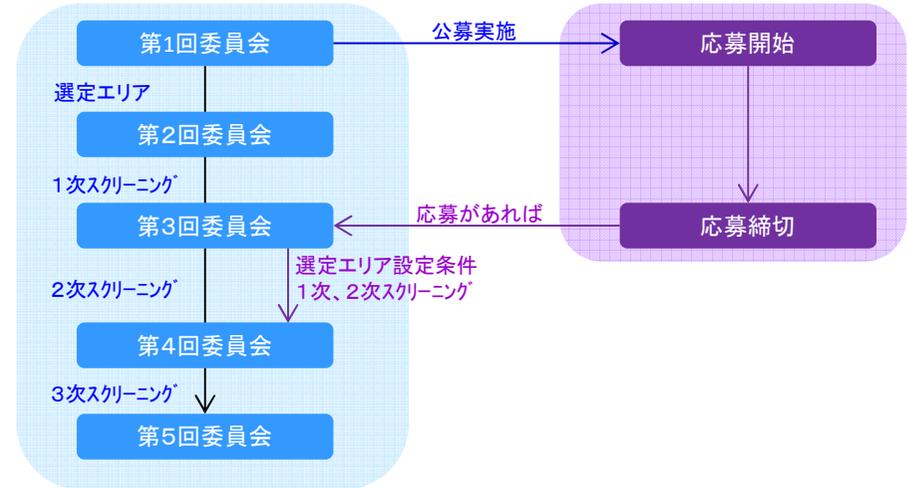
## ウ 公募の実施者、その他

(ア)	公募の実施者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募の実施は、県(知事)が行う</li> </ul>
(イ)	応募箇所の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>応募箇所は選定箇所と同列に扱い、平等にスクリーニングを行っていく</u></li> <li>→応募期間終了後、第3回委員会において、応募箇所の箇所数と大字を公表する</li> <li>→第4回委員会までに、選定箇所と同様の選定エリアの設定条件への適合審査及び1次スクリーニング、2次スクリーニングを実施する</li> <li>→第4回委員会において選定する2次調査対象地は、「選定箇所(1次調査対象地)と応募箇所」の中から選定される</li> </ul>
(ウ)	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募のあった土地であること及び大字を公表する</li> <li>・<u>応募者の個人情報</u>は非公表とする</li> <li>・市町村以外の応募資格者から応募があった場合は、<u>該当の市町村へ情報提供(応募箇所の大字まで)</u>する</li> <li>・選定過程における問い合わせには、応じられない</li> </ul>

# (3) 応募箇所の組み入れ方と情報公開

## <組み入れ方法>

- 応募を締め切った後、第3回委員会において、応募箇所数と応募箇所の大字を公表する
- 第4回委員会における2次調査対象地は、「1次調査対象地＋応募箇所」の中から選定することとなる



## <イメージ図>

